

静岡県立農林環境専門職大学等名誉教授の称号授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）の学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条の規程に基づく名誉教授の称号授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基準)

第2条 名誉教授の称号は、専門職大学に学長として勤務し、その功績が顕著であった者又は専任教授として10年以上勤務したものであって教育上又は学術上の功績が顕著であったもの、かつ、本学における功労が顕著であったと認められるものについて、第3条に定める選考に基づいて授与する。

2 専任の教授としての勤務年数が10年に達しないが、教育上又は学術上の功績が特に顕著であった者、かつ、本学における功労が特に顕著であったと認められるものについて、第3条に定める選考に基づいて授与することができる。

(選考)

第3条 名誉教授の称号授与は、専門職大学の教授会の推薦に基づき、評議会の議を経て、学長が決定する。

(称号の授与)

第4条 名誉教授の称号授与は、別記様式の証書を交付して行う。

(礼遇)

第5条 名誉教授に対しては、本学の諸式典及び重要行事への招待、図書館の利用等に関する便宜の供与、刊行物の贈呈、その他適当な方法をもって礼遇する。

(称号授与の取り消し)

第6条 名誉教授の称号を授与された者が、その栄誉を汚すと認められる行為をなしたときは、学長は、評議会の議を経て、称号の授与を取り消し、証書を返納させるものとする。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和4年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年3月5日から施行する。

別記様式

第 号

氏 名
生 年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学名誉教授の称号を授与する

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学（短期大学部） 印